

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

# 信用保証制度のご案内

資金調達

経営

創業

など

ご相談  
は、お気軽に。



相談窓口

「資金調達」をはじめ、経営・創業を全力でサポートいたします！

©光プロダクション

## 香川県信用保証協会

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

www.kagawa-cgc.com



香川県信用保証協会 検索

19.3.05  
キャリアセンター



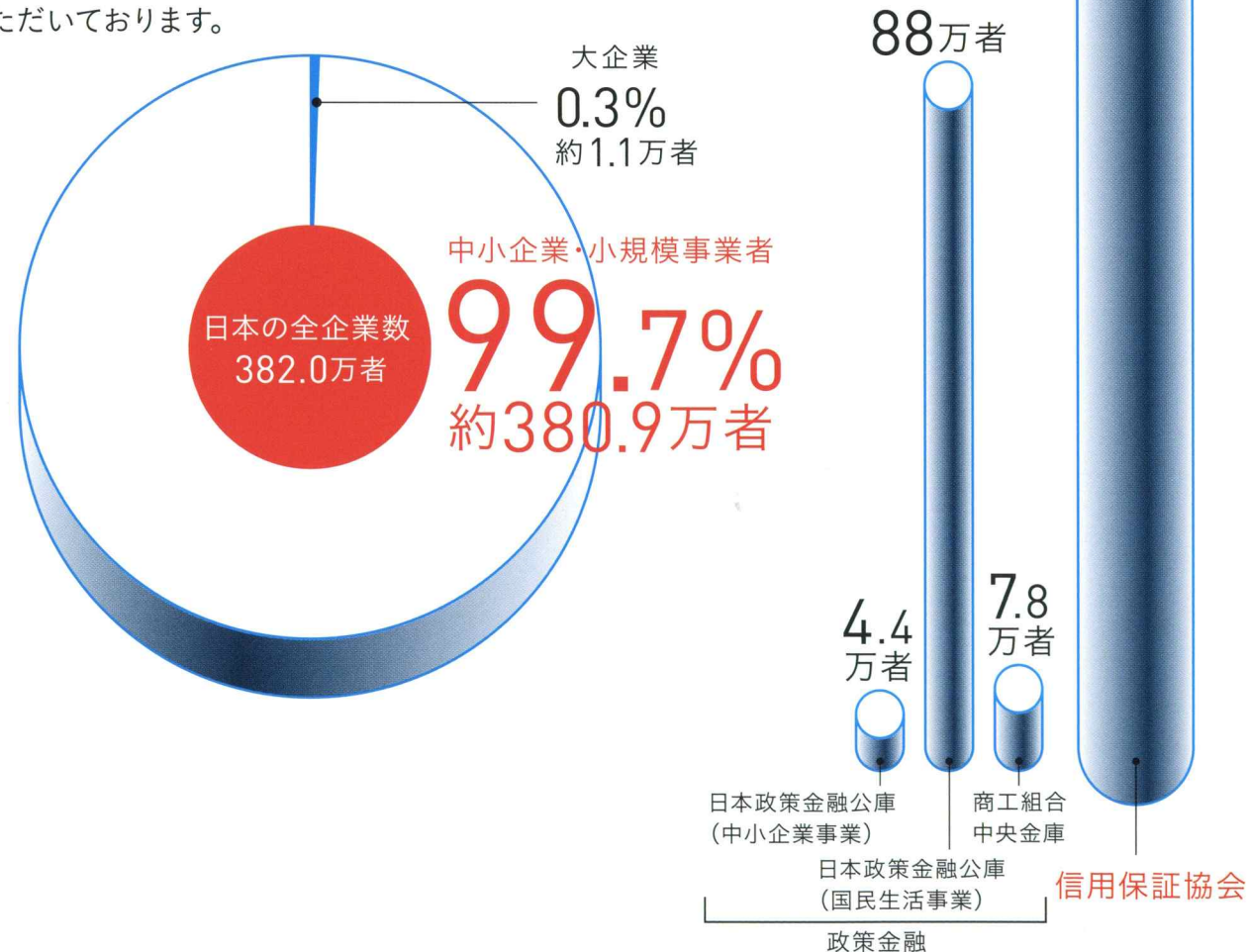


# 01 信用保証協会は、 中小企業・小規模事業者の強い味方です。

「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者のみならず、  
金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となって、  
お金が借りやすくなるようサポートする公的機関<sup>※</sup>です。  
全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。  
<sup>※</sup>信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

## ご利用状況(全国値)

中小企業・小規模事業者約380.9万者のうち、  
多くのみなさまにご利用  
いただいております。



※総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、各機関HP等より再編加工(利用者数 平成29年3月末現在)

## ご利用いただける方

個人・法人で、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、  
次に該当していれば対象となります。

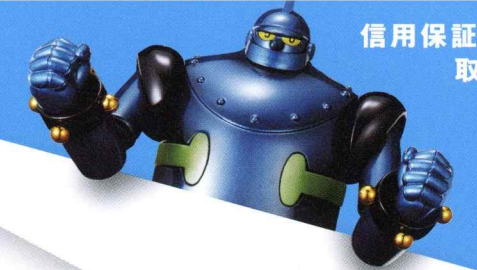
業種	資本金	従業員数
製造業など(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業) 並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

許認可など 許認可などが必要な事業を営んでいる場合は、その許認可などを受けていることが必要です。  
<sup>※</sup>業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。詳しくは、お近くの信用保証協会の相談窓口にお問い合わせください。

## 信用保証の内容

保証限度額	2億8,000万円(無担保保証8,000万円+普通保証2億円)									
資金用途	事業に必要な運転資金・設備資金									
保証期間	保証制度によって異なる									
貸付金利	金融機関所定									
担保	原則として保証合計額が8,000万円を超える場合は担保が必要									
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要									
保証料率	中小企業・小規模事業者の経営状況に応じた9区分から適用 (年率%)									
	料率区分									
基本となる保証料率	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
責任共有割合	原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合									

※一般的な保証の内容となります。  
※保証のご利用にあたっては、所定の審査があります。  
※審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



# 02. 信用保証協会は、さらなる発展を応援します。

## 金融機関からの資金調達をサポートします。

信用保証協会が保証人となることで、金融機関からの資金調達力が高まります。

## 長期の保証で資金繰りをサポートします。

既往の保証付き借入れについて、長期での借換えに対応した保証制度(借換保証)をご用意し、資金繰りの円滑化を応援しています。

## みなさまのニーズに合わせた保証制度で応援します。

みなさまの様々な資金ニーズにお応えする多様な保証制度をご用意しています。保証制度を通じて、これから事業を始められる方、事業承継をお考えの方、経営革新等支援機関\*の支援を受けて事業計画を策定された方などの取り組みを支援しています。

※経営革新等支援機関：中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験を有する金融機関、商工会や商工会議所、税理士、公認会計士、弁護士等に対し、国が認定する公的な支援機関です。



介護事業に関連した  
新規事業を立ち上げるため、  
協会から店舗改装費等の  
資金繰り支援を受け  
オープンできました。  
(介護事業 40代女性)



外部専門家の支援を受けて  
策定した経営計画にもとづき、  
金融機関の協力のもと、既往の  
借入金を一本化でき、資金繰りを  
改善することができた。  
(住宅設備機器販売業 50代男性)

お気軽に  
ご相談  
ください!!



私たちは、様々な取り組みで  
中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートしています。

## 創業支援

創業に関する基本的なことから創業計画策定に関する事、創業時および創業後の資金調達にいたるまで、みなさまの夢の実現に向け、サポートしています。



創業にあたり、  
協会から資金計画書の作り方  
など基本から教えてもらった  
ことが本場に役に立った。  
(小売・レンタル業 40代女性)

## 経営支援

経営改善や事業承継など、みなさまの企業経営における様々な課題の解決に向け、経営相談や専門家派遣など、経営支援の一層の充実に努めています。



経営相談会で  
協会から丁寧な説明を受け、  
2店舗目の開業にあたって  
不明であった点について、  
よく理解することができた。  
営業上の問題点や疑問点が出て  
きたときにまた相談したい。  
(飲食店 20代女性)

## 関係機関との連携

各地域の金融機関との連携による資金調達のほか、経営支援への取り組みも進めています。また、商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、法務・会計・税務等の専門家、地方公共団体などと連携し、みなさまをサポートしています。



## 相談窓口の設置

資金調達に関するお悩みなどについて、相談窓口にてご対応しています。また、自然災害や大型倒産による経営環境の悪化で経営の安定に支障が生じた場合については、「特別相談窓口」を設置し、みなさまのご相談をお受けしています。



**保証協会団信** 信用保証協会の団体信用生命保険制度(保証協会団信)は、みなさまの事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図る生命保険です。

全国信用保証協会連合会 保証協会団信専用ダイヤル  
**0120-966-023**  
\*受付時間 月~金曜日9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)

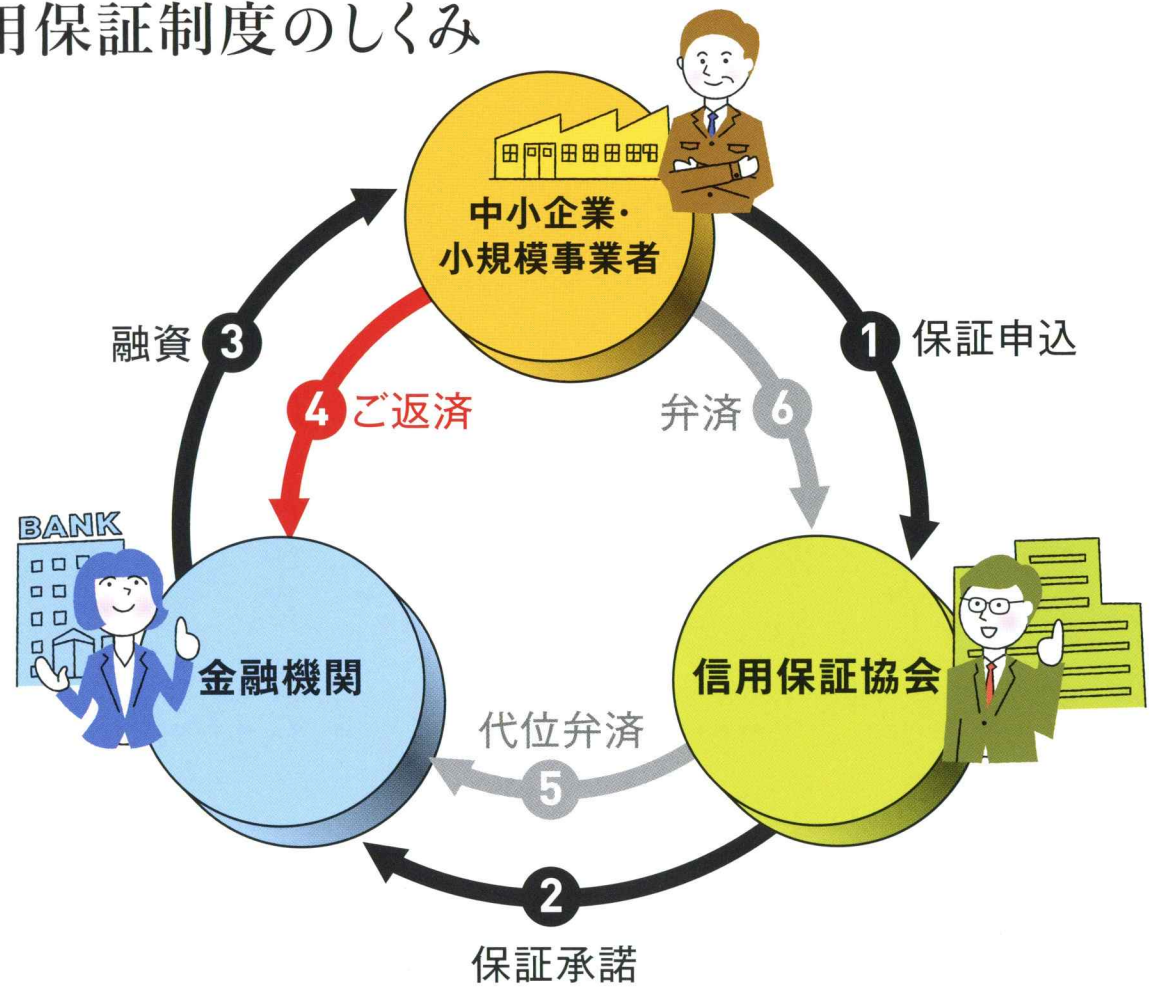
なお、保証協会団信は、信用保証協会をご利用いただく方が利用対象となる生命保険であり、**団信加入と保証の可否とはまったく関係ありません。**加入資格など、保証協会団信の詳細については、全国信用保証協会連合会のホームページをご覧ください。



「もっと知りたい!」に  
お答えします。

# 03. 信用保証制度を ご紹介します。

## 信用保証制度のしくみ



- 1 保証申込**  
信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。
  - 2 保証承諾**  
信用保証協会は、事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
  - 3 融資**  
保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。
  - 4 ご返済**  
返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。
  - 5 代位弁済**  
万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済いたします。
  - 6 弁済**  
信用保証協会へご返済いただきます。
- ご返済ができなくなった場合**

**Q** 信用保証協会を利用したいのですが、どうすればよいですか?

**A** 中小企業・小規模事業者のみなさまが事業を営んでいる都道府県内の信用保証協会、金融機関などの窓口へお気軽にご相談ください。

**Q** 信用保証協会への相談は無料ですか?

**A** はい、相談は無料です。信用保証協会をご利用中の方はもちろん、ご利用がない方や創業予定の方からのご相談も無料ですので、お気軽にご相談ください。

**Q** 保証を申込みした後、どのような審査がありますか?

**A** 申込書類、決算書などを基に審査を行います。また、企業訪問などにより直接お話を伺うこともあります。

**Q** 赤字決算でも保証の申込みはできますか?

**A** 赤字だけを理由にお断りすることはありません。赤字の原因や経営意欲・事業計画などを総合的に検討し判断しています。

**Q** 信用保証協会を利用するには費用がかかりますか?

**A** 信用保証協会の保証により金融機関から借入れをされた時に、信用保証料をご負担いただきます。信用保証協会のご利用に必要なのは、この費用だけです。

**Q** 信用保証料の料率はどうに決まりますか?

**A** 基本的にはCRD(中小企業信用リスク情報データベース)を活用し、中小企業・小規模事業者のみなさまの経営状況に応じた9区分から保証料率を決定します。

**Q** 事業を始めたばかりですが、保証の申込みはできますか?

**A** これから事業を始める方、事業を始めて間もない方を対象とした保証制度をご用意しています。

**Q** もっと詳しく信用保証協会のことが知りたいのですが...

**A** お近くの信用保証協会のホームページをご覧ください。

[www.zenshinoren.or.jp](http://www.zenshinoren.or.jp)

## ■ 全国の信用保証協会のご案内

北海道信用保証協会	〒060-8670	札幌市中央区大通西14-1	(011)241-2231
青森県信用保証協会	〒030-8541	青森市新町2-4-1	(017)723-1351
岩手県信用保証協会	〒020-0062	盛岡市長田町6-2	(019)654-1500
宮城県信用保証協会	〒980-0014	仙台市青葉区本町2-16-12	(022)225-6491
秋田県信用保証協会	〒010-0923	秋田市旭北錦町1-47	(018)863-9011
山形県信用保証協会	〒990-8580	山形市城南町1-1-1	(023)647-2245
福島県信用保証協会	〒960-8053	福島市三河南町1-20	(024)526-2331
新潟県信用保証協会	〒951-8640	新潟市中央区川岸町1-47-1	(025)267-1311
茨城県信用保証協会	〒310-0801	水戸市桜川2-2-35	(029)224-7811
栃木県信用保証協会	〒320-8618	宇都宮市中央3-1-4	(028)635-2121
群馬県信用保証協会	〒371-0026	前橋市大手町3-3-1	(027)231-8816
埼玉県信用保証協会	〒330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	(048)647-4711
千葉県信用保証協会	〒260-8501	千葉市中央区中央4-17-8	(043)221-8181
東京信用保証協会	〒104-8470	東京都中央区八重洲2-6-17	(03)3272-3081
神奈川県信用保証協会	〒220-8558	横浜市西区桜木町6-35-1	(045)681-7172
横浜市信用保証協会	〒231-8505	横浜市中区山下町22	(045)662-6622
川崎市信用保証協会	〒210-0024	川崎市川崎区日進町1-66	(044)211-0503
山梨県信用保証協会	〒400-0035	甲府市飯田2-2-1	(055)235-9700
長野県信用保証協会	〒380-0838	長野市南長野県町597-5	(026)234-7288
静岡県信用保証協会	〒420-8710	静岡市葵区追手町5-4	(054)252-2120
愛知県信用保証協会	〒453-8558	名古屋市中村区椿町7-9	(0120)454-754
名古屋信用保証協会	〒460-0008	名古屋市中区栄2-12-31	(052)212-3011
岐阜県信用保証協会	〒500-8503	岐阜市藪田南5-14-53	(058)276-8123
岐阜市信用保証協会	〒500-8844	岐阜市吉野町6-31	(058)265-4611
三重県信用保証協会	〒514-0003	津市桜橋3-399	(059)229-6021
富山県信用保証協会	〒930-8565	富山市総曲輪2-1-3	(076)423-3171
石川県信用保証協会	〒920-0918	金沢市尾山町9-25	(076)222-1511
福井県信用保証協会	〒918-8004	福井市西木田2-8-1	(0776)33-1800
滋賀県信用保証協会	〒520-0806	大津市打出浜2-1	(077)511-1300
京都信用保証協会	〒615-0042	京都市右京区西院東中水町17	(075)314-7221
大阪信用保証協会	〒530-8214	大阪市北区梅田3-3-20	(06)6131-7567
兵庫県信用保証協会	〒651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	(078)393-3900
奈良県信用保証協会	〒630-8668	奈良市法蓮町163-2	(0742)33-0551
和歌山県信用保証協会	〒640-8158	和歌山市十二番丁39	(073)423-2255
鳥取県信用保証協会	〒680-0031	鳥取市本町3-201	(0857)26-6631
島根県信用保証協会	〒690-8503	松江市殿町105	(0852)21-0561
岡山県信用保証協会	〒700-8732	岡山市北区野田2-12-23	(086)243-1121
広島県信用保証協会	〒730-8691	広島市中区上鞆町3-27	(082)228-5500
山口県信用保証協会	〒753-8654	山口市中央4-5-16	(083)921-3090
香川県信用保証協会	〒760-8661	高松市福岡町2-2-2-101	(087)851-0061
徳島県信用保証協会	〒770-0865	徳島市南末広町5-8-8	(088)622-0217
高知県信用保証協会	〒780-0901	高知市上町3-13-14	(088)823-3261
愛媛県信用保証協会	〒790-8651	松山市一番町4-1-2	(089)931-2111
福岡県信用保証協会	〒812-8555	福岡市博多区博多駅南2-2-1	(092)415-2600
佐賀県信用保証協会	〒840-8689	佐賀市白山2-1-12	(0952)24-4341
長崎県信用保証協会	〒850-8547	長崎市桜町4-1	(095)822-9171
熊本県信用保証協会	〒860-8551	熊本市中央区南熊本4-1-1	(096)375-2000
大分県信用保証協会	〒870-0026	大分市金池町3-1-64	(097)532-8336
宮崎県信用保証協会	〒880-0804	宮崎市宮田町2-23	(0985)24-8251
鹿児島県信用保証協会	〒892-0821	鹿児島市名山町9-1	(099)223-0271
沖縄県信用保証協会	〒900-0016	那覇市前島3-1-20	(098)863-5300
(一社)全国信用保証協会連合会	〒101-8534	東京都千代田区神田司町2-1	(03)6823-1200

## ■ プロフィール

保証債務残高(保証利用の残高): 22兆6,441億円(平成29年12月末)

基本財産(資本金に相当): 1兆8,439億円(平成29年12月末)

事業所: 51信用保証協会(本所・本店、支所・支店合計186ヶ所:平成29年3月末)

役員職員数: 約6,200名 根拠法律: 信用保証協会法

[www.zensinhoren.or.jp](http://www.zensinhoren.or.jp)

信用保証協会

検索



ご相談は、  
お近くの  
信用保証協会  
へ!!